

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンスに基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、「当社と関係する全ての人々の満足度向上」という経営の基本方針を実現するために、経営上の組織や仕組みを整備し、必要な施策を実施・評価していくことが経営上最も重要な課題の一つと考えております。その実現のために、株主の皆さまやお得意さまをはじめ、お取引先、地域社会、社員等のステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、法律上の機能、制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っていきたくと考えております。又、株主及び投資家の皆さまへは、迅速且つ的確な情報開示に努め、経営の透明性を高めるとともに、社会環境の変化により柔軟に対応出来るように努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サンシャインシティ	723,000	24.59
三菱地所株式会社	183,000	6.22
株式会社テーオーシー	180,000	6.12
カブドットコム証券株式会社	75,600	2.57
東宝ファシリティーズ株式会社	71,000	2.41
株式会社協和日成	60,000	2.04
アール・エス・シー協力会社持株会	57,000	1.93
アール・エス・シー従業員持株会	55,000	1.87
楽天証券株式会社	51,400	1.74
株式会社三菱UFJ銀行	50,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、発行済株式の24.59%を所有している株式会社サンシャインシティの関連会社であり、同社より監査役1名が就任し、良好な関係を維持しております。なお、当社の経営に関する重要事項の判断は、あくまでも当社の取締役会の意思により決定されており、独立性を確保しております。上場子会社は有していません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
但木 敬一	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」、
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
但木 敬一		弁護士、(株)大和証券グループ本社社外取締役、日本生命保険(相)社外監査役、(株)フジタ社外監査役、(株)ミロク情報サービス社外監査役です。当社の独立役員として指定しております。	法律の専門家としての視点で取締役の職務執行状況をチェックして頂くため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役と会計監査人に関しては、半年に1回会合を開催しており、内容は以下のとおりです。

1. 特別な検討を必要とするリスクの評価状況
2. 会計監査人又は、監査役が発見した不正・誤謬事項及びその兆候の有無
3. 四半期監査指摘事項への経営者の対応状況
4. 期末決算に向けて留意すべき事項の有無
5. その他、経営活動に関わる情報等

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
相澤 透	他の会社の出身者													
柴田 元始	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相澤 透		株式会社サンシャインシティ 代表取締役専務	専門的な知識・経験等を持ち、同氏の過去および現在の活動状況に照らして、当社の主力業務に精通されている視点から取締役の職務執行状況のチェックを通じて、当社の健全性の確保と、コーポレートガバナンスの充実に貢献して頂くため。
柴田 元始		元東京矯正管区長	公正中立な視点から取締役の職務執行状況のチェックを通じて、当社の健全性の確保と、コーポレートガバナンスの充実に貢献して頂くため。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にして、経歴や当社との関係を踏まえて、高い独立性を有していると判断した人物を独立役員として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関しましては、現在、当社に見合った内容の制度を導入すべく検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

更新

取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 8名 60,909千円
(うち社外取締役 1名 3,600千円)
監査役 3名 8,484千円
(うち社外監査役 2名 4,183千円)
合計 11名 78,346千円

(注) 1. 上記人数には、2018年6月28日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 上記支給額のほか、2017年6月29日開催の第47回定時株主総会終結の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し3,510千円支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額3,510千円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、経営の意思決定機能と、取締役による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、社外取締役1名に加え監査役3名中2名を社外監査役とすることで、経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

当該社外監査役は、半年に1回開催する内部監査部門、監査役会及び会計監査人の会合に出席し、それぞれの監査内容について情報交換を実施する等連携を図っております。

社外取締役並びに社外監査役に対しましては、担当部門である総務部が取締役会などの開催時期に拘ることなく、経営に関する重要な事象を認識した時点で遅滞なく訪問し、必要資料の提示・説明を行うと共に、定期的に訪問し、状況の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 当社は監査役制度採用会社の経営体制を基本とし、3名の監査役のうち社外監査役が2名の構成となっております。取締役会は取締役7名で構成され、うち1名は社外取締役であります。

常勤監査役は、取締役会・経営会議・監査役会・その他社内の重要会議並びに内部監査委員会には全て出席し、内部統制部門が報告する内部統制評価結果を監査に活用する等、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。又、内部監査部門である「経営企画部」を設置しており、経営企画部が実施する定期内部監査及び内部統制評価の結果を全て常勤監査役に報告しており、監査役制度の充実を図っております。

b. 取締役会は月1回の定例取締役会を開催しており、又、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。経営会議は月2回開催しており、その際、子会社の取締役等の職務の執行報告における体制並びに効率化については、担当部門が受けた報告内容を付しております。これにつきましても、必要に応じ機動的に臨時経営会議を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を議論し、取締役会に報告し決定いたしてお

ります。監査役会は年4回の定例監査役会を開催し、又、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。

c. 会計監査人は、太陽有限責任監査法人を選任しております。会計監査の実施につきましては、監査契約(公認会計士法第2条第1項に基づく監査証明業務)を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備してまいりました。又、監査法人の選任に関しましては、監査品質、監査体制、監査結果、外部レビュー、監査費用等を検討し、会計監査人としての適格性の判断を行っております。

d. 顧問弁護士とは顧問契約に基づき、法律上の判断を要する場合に、適時アドバイスを受けております。

e. 当社は、取締役会の決議によって、取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役の職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できることを目的としております。

f. 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することが可能であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする旨定款に定めております。これは、会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

g. 当社の取締役は9名以内とする旨を定款で定めております。

h. 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

i. 当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

j. 当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効且つ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

k. 平成22年6月29日開催の定時株主総会において、監査役会及び会計監査人を設置しております。

l. 子会社の代表取締役は、2か月に1回定期に開催される子会社の取締役会において、各年度予算及び事業計画を立案し効率的に目標を達成するための方法を定め進捗状況を確認するとともに、損失危機等の事業リスク及び機会の管理について協議を行っております。子会社の業務の適正を確保するため、年2回以上、子会社の代表取締役が当社の代表取締役に対して職務執行に係る全般の状況報告を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。当該社外監査役は専門的見地、幅広い知識と高い見地から監査機能を高めることができると考えております。又、取締役7名のうち1名が社外取締役であります。社外取締役に法律の専門家として法務等の専門的見地から、当社の経営に関して有益な意見の提案、チェック機能を高めることができると考えております。いずれも当社又は当社の特定事業者から多額の金銭その他の財産(役員報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともなく独立性が高いものと認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を発送日の5営業日前にTDNetおよび当社ホームページで開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社はホームページにIR専用ページを設け、代表者自身からの説明を始め、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株式情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はIR担当部署として総務部に広報課を設置し、IR担当役員としては取締役総務部長が、IR事務連絡責任者としては広報課がそれぞれ担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ステークホルダーに対する情報提供として、ホームページを有効活用することにより、東京証券取引所の適時開示の規定外の情報に関しましても、当社独自の判断により適宜、情報を開示することとしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき以下の通り、「RSCグループ((株)アール・エス・シーの子会社を含む)」全体の業務の適正性を確保するための体制を整備することを基本方針として定めております。

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりとなります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

(1)当社は、企業としての社会的信頼に応え、RSCグループ全体の企業倫理及び法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、コンプライアンス基本方針(以下、「基本方針」という。)を定める。

(2)当社の取締役及び使用人は、基本方針を率先垂範し実践する。

(3)当社は、基本方針に「取締役及び従業員は、反社会的勢力に対しては断固とした態度で対応する。」と定め、反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部専門機関との連携強化を図り、組織的に対応することにより、反社会的勢力との関係を遮断する。

(4)当社は、「コンプライアンス担当取締役」を任命し、コンプライアンス推進の総括責任者として、当社のコンプライアンス体制の整備・充実及び問題点の把握に努め、役職員がそれぞれの業務運営の立場において、研修等を通じて、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の管理に関する体制の整備

(1)取締役は、職務執行に係る情報の保存並びに情報システムの信頼性等の確保に関し、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「情報システム管理規程」に基づき、電磁的記録を含む文書その他重要な情報の作成、保管及び廃棄等の取扱いを明確にする。

(2)必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を実施するなど、適正な管理体制を維持する。

3. 損失の危機に対処する規程その他の体制の整備

(1)当社は、「事業リスク・機会管理規程」に基づき、経営に重大な影響を及ぼすリスクと事業に関する好機を迅速に認識し、その情報を共有するため、常勤の取締役及び監査役によって構成する「経営会議」において、リスク評価とその対応を検討する。

(2)万が一、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部のアドバイザーとともに、迅速、且つ、適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損害を最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備

(1)当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、前述の経営会議を毎月2回開催する。

(2)当社は、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正、且つ、効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(3)業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社目標を設定すると共に、各部門の担当取締役が当該部門の具体的な目標及び効率的に目標を達成するための方法を定める。また、「経営会議」において、担当取締役から業績のレビューと是正策を報告させ、具体策を推進する。

5. 当社及びRSCグループにおける業務の適正を確保するための体制の整備

(1)子会社の取締役等の職務の執行報告における体制並びに効率化については、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、適宜、担当部門が受けた報告内容を月2回開催される経営会議に付すと共に、年2回以上、子会社の代表取締役が当社の代表取締役に対して、職務執行に係る全般の状況報告を実施する。

(2)子会社の損失危機等の事業リスク及び機会の管理は、当社が定めたリスク及び機会の内容を共有すると共に、2ヶ月に1回定期に開催される取締役会において、リスク等の内容について協議する。

(3)子会社は、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等を定め、各役職者に権限と責任を与えることで職務の効率化を図る。又、子会社の代表取締役は、各年度予算及び事業計画を立案し効率的に目標を達成するための方法を定め、取締役会において進捗状況を確認する。

(4)子会社の取締役及び使用人の職務の執行に関し、法令及び定款に適合することを確保するため、当社の「コンプライアンス基本方針」を周知すると共に、担当部門が研修等を通じてコンプライアンス意識の向上を図る。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制の整備

(1)監査役が職務を補助する使用人を必要とした場合に、取締役は、監査役との協議の上、使用人を置くことを承認するものとする。

(2)使用人が監査役を補助する間は、当該使用人への指揮監督権は監査役に移譲することとし、取締役からの独立性を確保する。

(3)当該使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び役職員に周知徹底する。

7. 監査役への報告に関する体制の整備

(1)当社の常勤監査役は、RSCグループの重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席、又はその内容について報告を受ける。同時に子会社の監査役と連携し、業務執行に関する事項について報告を受ける。

(2)監査役は、主要な稟議書その他の業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求める。

(3)当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人が不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び役職員に周知徹底する。

8. 監査役の職務について生ずる費用等に係る方針

当社は、監査役の職務の遂行を抑制することのないよう、監査費用等の処理を速やかに行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備

監査役は、代表取締役及び監査法人と情報の交換に努め、互いに連携してRSCグループの監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社企業グループは、コンプライアンス基本方針に「役員及び従業員は、反社会的勢力に対しては断固とした態度で対応する。」と定め、企業及び市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応すると共に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携しながら関係遮断に向けた体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社における買収防衛策につきましては、敵対的で且つ、企業価値を損なうと判断される買収に対し、例えば新株予約権の利用などによる敵対的買収防衛策を導入すべく検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社内部統制の関係図

